

令和5年2月栃木市教育委員会定例会会議録

令和5年2月栃木市教育委員会定例会を、令和5年2月27日栃木市役所に招集した。

- 1 本委員会の出席者は、次のとおり
青木 千津子教育長 後藤 正人職務代理 福島 鉄典委員 西脇 はるみ委員
大橋 孝子委員 館野 知美委員 林 慶仁委員
- 2 本委員会の欠席委員は、次のとおり
本委員会の欠席委員は、無し。
- 3 本委員会に出席を求められた職員は、次のとおり
教 育 次 長 名 淵 正 己
参事兼教育総務課長 金 井 武 彦
生涯学習課長 黒 川 幸 咲
文 化 課 長 奈 良 部 満
- 4 本委員会の署名委員は、次のとおり
林 慶仁委員
- 5 本委員会の書記は、次のとおり
教育総務課 主事 飯島 英輝
- 6 本委員会の会議案件は、下記のとおり

日程第 1 会議録の承認

日程第 2 教育長報告

日程第 3 議事

- 協議第 2 号 第 3 期栃木市教育大綱の策定について
- 議案第 3 号 第 3 期栃木市教育計画の策定について
- 議案第 4 号 栃木市教育委員会行政組織等規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第 5 号 栃木市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第 6 号 栃木市教育委員会の保有する個人情報の保護に関する規則を廃止する規則の制定について
- 議案第 7 号 栃木市教育長の権限に属する事務の委任及び決裁規程の一部を改正する規程の制定について
- 議案第 8 号 第 2 期栃木市生涯学習振興計画の策定について
- 議案第 9 号 第 2 期栃木市文化振興計画の策定について
- 議案第 10 号 栃木市文化振興計画推進本部設置要綱の一部を改正する要綱の制定について

日程第 4 その他

《会 議》

教 育 長 ー 午前9時30分定例会の開会を宣し、出席委員、出席を求められた職員、署名委員、書記及び会議案件を報告する。 ー

教 育 長 日程第1 会議録の承認について、でございます。1月定例教育委員会の会議録につきましては、あらかじめ委員の皆様へ配付したとおりでございます。ご質問ご意見等はございますでしょうか。

大 橋 委 員 まず、会議録の4ページの(2)《いじめ・体罰(暴言)のない学校》に関しての部分で、「そんなつもりはなかった」は通用しないというところで、対象の子どもが何とも思っていないとしてもとあるのですが、これが対象の子どもが心に傷を負ったりとか、ショックを受けたりとかそういった思いがあったときに、実際に今そういうことが私の前で起きていて、学校に行けないとか、行き渋りがあるとか恐怖を感じるとか、そういった児童生徒がいます。そういった場合に、どのような指導や対応がされるのか、教育委員会として、何か明確な基準などありますかということが1点目の質問です。それからこういった場合に、私もよく相談を受けるので悩むのですが、学校に言うべきなのか、学校教育課に言うべきなのか、教育長に申し上げるべきなのか、明確な相談窓口が私ですらよく分からないので、保護者の方はさらに分からないのではないかと思います。学校には子どもが通っているので、本当に言いにくいですね。しかし、現実には子どもが嫌な思いをしている場合に、どこに伝えたら解決するのか考えてしまいますので、お伺いしたいというのが2点目の質問です。お願いします。

教 育 長 ご質問いただきました会議録の内容は、私が1月教育委員会定例会の教育長報告の中で、校長先生方をお願いしたいことの1つとしていじめ・体罰(暴言)のない学校に関してということなのですが、子どもの生命や人権を守ることは何においても最優先、その信念と姿勢を全職員でしっかりと共有してくださいということ、そんなつもりはなかったは通用しませんということ、当該児童生徒のみならず、周囲の子どもたちが見ていますということ、校長先生の強いリーダーシップに期待します、ということをお願い申し上げたということを受けてのやり取りだったかと思います。福島委員からこういう事例が実際にあったのでしょうかというご質問を受けて、そういった事例がございましたとお答えしたわけなのですが、児童生徒が悩みを持っていたり、つらい思いをしていたりということを見逃さないために、学校では定期的に教育相談やアンケート調査を行っています。児童生徒に対して年間最低2回はどの学校でもアンケート調査を行っていて、質問内容といたしましては、何か悩んでいることはありますか、嫌な思いをしていることはありますか、お友達がそんな思いをしているシーンを見たことがありますかというものなどです。そこで挙げられてきたもの、洗い出されたものについて個別に担任や、児童生徒指導主事を中心として組織で対応するというのが、基本的なパターンになってまいります。どうしても自分から言い出せないお子さんもいるかなとは思いますが、その場合については保護者さんの方から、うちの子がこんな風に悩んでいますとか困っていますというご相談を、学校で担任や管理職が受けることが大半かと思います。それでもなかなかという場合には、教育委員会にお電話や直接お越しになって相談をしていただくこともあります。窓口とし

ては、学校教育課に児童生徒指導を担当する指導主事が数名おりますので、そこに相談をしていただくことが多いですかね。あるいは学校教育課長のところにご相談いただくということが多いです。直接私のところというのも稀にあります。教育委員会といたしましては、そういった話が耳に入ったり、相談を受けたりした場合には、その程度にもよりますけれども、実際に管理職や関係の教員に聞き取り調査をしたり、お子さんの様子を聞いてきたりというようなことで学校訪問をします。あるいは管理職に来てもらって適切な指導や対応をしてもらえるように助言したり、指導したりするというシステムになっております。すみませんが、改めて1点目の質問についてお聞かせいただきたく、お願いします。

大橋委員

例えば、体罰やセクハラ行為、パワハラ行為についての基準についてお聞きしたいです。おそらく1個1個はそれだけ見たら大きなことではない場合が多いと思うのですが、それがあまりにも繰り返される場合であるとか、同じ生徒に対しての場合とか、明らかに罪のあるような警察沙汰になるようなことは処分しやすいと思うのですが、そうでない非常に曖昧なケースに関して、どういうものが良くてどういうものが悪いというのは、私も段々わからなくなってきてしまっているので、何かそういった意味で教育委員会として基準みたいなものがあるのでしょうか。

教育長

今のご質問に対して基準があるかという、なかなか難しい問題がありますが、何をもって一番大切なのはお子さんの心ですよね。当該の児童生徒が元気で学校にいきいきと通える環境を整えるということが一番大事なことです。休みがちになってしまったとかで、その原因が、例えば教員の対応に端を発するということがあった場合には、やはりよく実態を調査して、適切な指導をするということに尽きると思います。その指導の仕方について教育委員会としては、まずは管理職に指導や助言をして管理職から、その当該教員に指導を施していただくということになっています。ですので、とにかく実態をよく把握することが大切なのかなと感じているところです。なかなか基準についてははっきりと言えない部分もあって申し訳ございません。

大橋委員

去年の夏ぐらいからずっと相談を受けてきた事案があって、お子さんが学校に行ったり行かなかったりということだそうなのですが、そうなったことを教育委員会へ学校からどの程度報告があるのでしょうか。そういうことを学校側は、やはりなるべく内々で済ませたいという気持ちや、事を荒立てたくないという気持ちがあると思うので、そういうところが何かうまくいかないなど、私も相談を受けて何回か学校にもお話をしたことがありますけれども、どうしたらその子が元気に学校に行けるまでに回復するのだろうかということに、正直そこまで学校側が心を砕いているようには今のところは思えないというのがありますので、校長先生のリーダーシップですけれども、校長先生もやはり人間なので、異動してしまえばなかったことになる場合もありますよね。そうすると責任逃れというか、今年度をうまく乗り切ってしまう、事なきを得てしまえというような思いも無くはないのではないかなと、ちょっと思っています。そこをどうしたらいいのかは、とても大きな問題というか課題になってしまうと思うのですが、そのような思いがあります。一番は子どもの心なので、心

が元気であればどんなことでも取り返せますし、頑張れるのですが、心を壊すような学校であってははいけないと思います。

教 育 長

今いただいた大橋委員さんの熱い思い、ご意見は真摯に受け止めまして、とにかく今そのお子さんがどういう状況なのかというのは、担当の指導主事の方から学校の方にきちんと事実確認をさせていただいて、一刻でも早く、その子が心を立て直して学校に元気に通えるように支援していきたいと思います。

大 橋 委 員

ありがとうございます。

教 育 長

他にいかがでしょうか。会議録についてはよろしいでしょうか。

— なしの声 —

教 育 長

それでは、会議録への署名をお願いいたします。

教 育 長

次に、日程第2 教育長報告でございます。

— 2月栃木市定例校長会の資料に基づき説明 —

1 はじめに

2 管理職期末面談を通して確認できた成果から

○不登校対応について

・校内版適応指導教室を組織的に運営。多様なニーズをもつ生徒に柔軟に対応
<10月新設を含む複数校>

○その他

・校長自ら特別支援教育に係る研修を受講（放送大学等）、学びを校内外で生かす<複数校>

・学校運営協議会で課外活動（陸上、吹奏楽、放課後子ども教室等）の在り方について協議

3 今季参加した各種講演会から（心に残ったお話…）

・グーグルの社内調査で明らかになったこと→効果の出せるチームは、「心理的安全性」が確保されている。「心理的安全性」とは、なんでもないこと（ちょっとした気付き）をしゃべれる安心感（1/27実施 市男女共同参画の集いより 講師：人工知能研究社 黒川伊保子氏） — 関連資料として下野新聞（令和4年12月20日号）より「雷鳴抄」を紹介 —

・在外日本人学校での経験から→「普通は多様」同じ基準で計れない。だから、「人として大切にすべきこと」を判断基準にしよう、との感覚が身に付いた。（1/28実施 「岩舟の子どもをみんなで育てよう」講演会より 講師：文科省在外派遣者等）

・自然が教えてくれるもの

①多様性 ②究極の癒し ③思いどおりにならないものの存在

渡良瀬遊水地は、“国際空港”

遊水地の主役は、何と言ってもS u s t a i n a b l eな植物“ヨシ（アシ）”
（2/5実施「渡良瀬遊水地講演会」より 講師：プロ・ナチュラリスト 佐々木洋氏）

4 締めくくりの季節。特にお願いしたいこと

（1）次年度に向けた準備へのお願いについては、1月定例会で示したとおり。改めて、《学校経営グランドデザインの策定》に際し、学校評価の分析結果等

をもとに自校の課題をしっかりと把握し、具体的な改善策を打ち出されたい。また、《学力向上》、《いじめ・不登校・体罰の未然防止》に向けた取組については、どの学校においても最重要事項と捉え、新年度当初からの新体制における組織的かつスムーズな滑り出しに注力いただきたい。

(2)「人事異動」を、個々の教職員の成長と組織活性化への契機に

※人事懇談、内々示、内示、辞令交付・発令、離任・着任の日程を確認させていただいた。

5 おわりに

本年度最後の校長会であったので、特に定年退職を迎えられる校長先生方へ、長年に渡り大変お世話になりました、とお礼を申し上げた。

教 育 長
福 島 委 員

私からの報告は以上でございます。ご質問等ございましたらお願いします。

働き方改革についてのところのPTA組織のスリム化についてなのですが、確かに今、新聞紙上でも印刷したりなどといったものは、もう外部委託にしているそうです。共働きのご夫婦の数が非常に増えたということもあって、PTA活動を負担に思っている方がたくさんいらっしゃるというような記事も載っていました。ただ逆にPTA活動は、私がやったときもそうでしたが、栃木市の学校支援ボランティアに繋がる活動が非常に多いと思います。ですから事務的なことなど、人をかけなくてもいいようなことは、外部委託も含めて色々な形でスリム化していてもいいと思うのですが、肝心な子どもたちのためになることは、あまり減らしてしまうと、結局は、その根幹に関わるようなボランティアの育成のようなことができなくなってしまうので、そこは注意していただければと思います。

教 育 長

おっしゃる通りだと思います。形骸化したものや形式的なものなど、減らせるものは減らした方がいいと思いますが、学校を支援したいという思いや応援したいという思いまで省いてしまうのは、栃木市が狙っていることと逆行しますので、本当に必要なものは残していくという考え方で、教育委員会も学校に助言したいと思います。やはり、あるPTA役員の方から働き方改革ということで、PTAの活動が制限されるのが何だか少し寂しいという声も直接的に届いていますので、省けるものと省いてはいけないものを、きちんと精査していかなければならないと思います。ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

館 野 委 員

不登校対応についてのところの2つ目について、複数校がタブレットを活用して、リモートで朝の会や授業を実施とありますが、具体的に何校で行われているのでしょうか。また、対象児童がどのくらいいて、そのうちのどのくらいの子が参加できているのか、もし分かれば教えていただきたいです。

教 育 長

はっきりとした校数は浮かばないのですが、中学校で2、3校、小学校でも3、4校あったと思います。教室に入れなくて、校内版適応指導教室などのようなところにいる子は、今まで別のワークをやったりとか、別の勉強やったりなどが主流だったのですが、タブレットで授業風景を映しながら、そこで勉強しているという学校が増えてきました。これからより増えるのかなと思います。対象児童というのは、別室に登校している子とか、あるいはコロナなどで出席停止になっている子もタブレットで先生と繋がれる、朝の会の風景や授業も1、2時間程度見られると言っていました。ただ、病気で休んでいる子に何時間も授業を受けても

らうのは無理なので、1時間か2時間程度、授業風景を映して、学校と繋がっているということを意識させるということで行っています。学力向上というよりは誰一人取り残さないという考えのもとに行われているものです。正確な校数が分からなくて申し訳ありません。徐々に、こういったタブレット等を活用してのリモートでの授業というのが進んできているかなと思います。ただ、学校間の差というのはどうしてもあって、そのところをあまり差が出ないようにしなければいけないなど思っていますが、一律に、同じようにというのは、なかなかまだ過渡期といいますか、もう少し時間が経たないと進んでいかないかなという学校も見られます。それは正直なところですね。他にいかがでしょうか。

後藤委員

他の委員さんからも働き方改革について意見が出ましたが、これは時代の流れの中で、当然、働き方を見直すことはすごく大事なことだと私は思っています。ただ、一般社会の方の中には、先生方が楽をするのではないかという意味合いに受け止めている方もいなくもないです。働き方改革とはつまるところ、教育の質を向上させるということで、ここにもありますように生まれた時間を、子どもに返していくということが非常に重要だと思います。ただ、コロナ対策と働き方改革がリンクして、余計なことはできるだけやめていこうということで、例えば学校行事、それから地域対応、そして先ほど意見がありましたPTA活動など、こういうものを極力縮小して行って、令和5年、令和6年になったときに元に戻せるかということ、いや、去年はこういうやり方をしていたので、来年もこういうやり方にしていきますというような、1つの実績であるかのように変わってしまうのではと非常に懸念を抱いています。やはり、子どもを育てるということのために学校があり、先生方がいらっしゃるわけですから、働き方改革の真意は何なのかということをしっかり受け止めていかないといけないと思います。生み出した時間は、子どもたちや保護者への対応などへ使うべきだと思っていますので、その辺りをお願いしたいなと思います。

教育長

はい、貴重なご意見ありがとうございます。働き方改革の一番の目的は、教員が本来行うべき教育活動というか、子どもに直に接して対応するというところに時間を使えるようになるためにやるものと思っていますので、貴重なご意見を踏まえまして、働き方改革に取り組んでいけたらなと思います。ありがとうございます。他にいかがでしょうか

— 質問なし —

教育長

次に、日程第3 議事に入らせていただきます。協議第2号 第3期栃木市教育大綱の策定について、を議題といたします。教育総務課長より説明をお願いします。

教育総務課長

〔説明要旨〕
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第1項の規定に基づき策定した、栃木市教育大綱（改訂版）の期間終了に伴い、令和5年度からの教育行政分野の基本方針である第3期栃木市教育大綱を策定することについて、協議を求め旨説明。

教育長
福島委員

協議第2号ついて、ご質問等ございましたらお願いいたします。
内容についてはないのですが、ご説明があったとおり、教育大綱の下に教育計

画があるということですが、スポーツや公民館の部分に関する具体的な施策というのは、この教育計画とは別に定めがあるのでしょうか。スポーツ等に関しても重要だと思しますので、教育大綱にはスポーツのことが載っていて、教育計画には全くなかったのを確認させていただきたいです。

教育総務課長

まず、スポーツに関しましては、栃木市スポーツマスタープランというものを現在策定しているところです。こちらの中に、本市におけるスポーツの振興に関する様々な施策が位置づけられるものと考えております。また、公民館につきましては、地域振興部が新たにできまして、そこに各公民館が位置づけられているという状況でございます。今後、地域振興部におきまして、公民館における基本的な活動のための方針といったものが取り決めされていくものかなというふうに考えているところでございます。

福島委員

ありがとうございます。

教育長

他にいかがでしょうか。

— 質問なし —

教育長

それでは、協議第2号について、原案にご異議ございませんか。

— 異議なしの声 —

教育長

協議第2号については、異議なきものと認めます。

教育長

次に、議案第3号 第3期栃木市教育計画の策定について、を議題といたします。教育総務課長より説明をお願いいたします。

教育総務課長

〔説明要旨〕

平成30年3月に策定した栃木市教育計画後期計画の計画期間終了に伴い、計画的かつ効果的な教育行政を推進するため、令和5年度からの第3期栃木市教育計画を策定することについて、議決を求める旨説明。

教育長

議案第3号につきまして、ご質問等ございましたらお願いいたします。

福島委員

教育計画は概要版と詳しいものがありますが、概要版はどういったところに配置されるのでしょうか。

教育総務課長

基本的に教育計画本体につきましては、学校現場や各教育関係機関に送らせていただく予定でございます。また、概要版に関しましては、先生方が主な配布先になるかなと思います。市内に約1000名の先生方がいらっしゃいますので、そういった先生方1人1人に行き渡るような形で配布させていただきたいと考えているところでございます。

福島委員

分かりました。ありがとうございます。

教育長

他にいかがでしょうか。

— 質問なし —

教育長

議案第3号について、原案のとおり決定することとしてよろしいでしょうか。

— 異議なしの声 —

教育長

異議なきものと認め、議案第3号について、可決いたします。

教育長

次に、議案第4号 栃木市教育委員会行政組織等規則の一部を改正する規則の制定について、を議題といたします。教育総務課長より説明をお願いいたします。

教育総務課長

〔説明要旨〕

教育委員会事務局における分掌事務の見直し、市長部局における令和5年4月1日の組織改編及び栃木市個人情報保護条例の廃止に伴い、所要の改正を行う必要

が生じたため、栃木市教育委員会行政組織等規則の一部を改正する規則を制定することについて、議決を求める旨説明。

教 育 長 議案第4号について、ご質問等ございましたらお願いいたします。

— 質問なし —

教 育 長 それでは、議案第4号について、原案のとおり決定することとしてよろしいでしょうか。

— 異議なしの声 —

教 育 長 異議なきものと認め、議案第4号について、可決いたします。

教 育 長 次に、議案第5号 栃木市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則の制定について、を議題といたします。教育総務課長より説明をお願いいたします。

教育総務課長 [説明要旨]

市長部局における令和5年4月1日の組織改編に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則を制定することについて、議決を求める旨説明。

教 育 長 議案第5号について、ご質問等ございましたらお願いいたします。

— 質問なし —

教 育 長 それでは、議案第5号について、原案のとおり決定することとしてよろしいでしょうか。

— 異議なしの声 —

教 育 長 異議なきものと認め、議案第5号について、可決いたします。

教 育 長 次に、議案第6号 栃木市教育委員会の保有する個人情報の保護に関する規則を廃止する規則の制定について、を議題といたします。教育総務課長より説明をお願いいたします。

教育総務課長 [説明要旨]

栃木市個人情報保護条例の廃止に伴い、栃木市教育委員会の保有する個人情報の保護に関する規則を廃止する規則を制定することについて、議決を求める旨説明。

教 育 長 議案第6号につきまして、ご質問等ございましたらお願いいたします。

— 質問なし —

教 育 長 それでは議案第6号について、原案のとおり決定することとしてよろしいでしょうか。

— 異議なしの声 —

教 育 長 異議なきものと認め、議案第6号について、可決いたします。

教 育 長 次に、議案第7号 栃木市教育長の権限に属する事務の委任及び決裁規程の一部を改正する規程の制定について、を議題といたします。教育総務課長より説明をお願いいたします。

教育総務課長 [説明要旨]

専決事項の見直しに当たり、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市教育長の権限に属する事務の委任及び決裁規程の一部を改正することについて、議決を求める旨説明。

教 育 長 議案第7号につきまして、ご質問等ございましたらお願いいたします。

後藤委員 今日の議案には、施行していた規則等を改正するというものがたくさん出てきていて、議案書にある案の附則には全て令和5年4月1日より施行するとあります

が、それはやはり改正するではなく、施行するのでしょうか。

教育総務課長 規則が当初できますと、規則を制定したものと併せて規則の効力日を示して施行していくという形になります。改正のたびに、教育委員会などにお諮りをして議決を頂くということ、あるいは規則以外の要綱や要領などは、また別の手続きになっていきますけれども、最初に規則を制定して、その後改正をするために、改正をする規則を制定していくという形になっております。その改正をする規則に対して、それぞれ効力を発する施行日が違うということがありますので、それぞれこのように施行日を定めて制定していくものになるのかなと考えているところでございます。

教 育 長 他にいかがですか。

— 質問なし —

教 育 長 それでは議案第7号について、原案のとおり決定することとしてよろしいでしょうか。

— 異議なしの声 —

教 育 長 異議なきものと認め、議案第7号について、可決いたします。

教 育 長 次に、議案第8号 第2期栃木市生涯学習振興計画の策定について、を議題といたします。生涯学習課長より説明をお願いいたします。

生涯学習課長 [説明要旨]
平成30年3月に策定した栃木市生涯学習振興計画（改訂版）の計画期間終了に伴い、計画的かつ効果的な生涯学習施策を推進するため、第2期栃木市生涯学習振興計画を策定することについて、議決を求める旨説明。

教 育 長 議案第8号につきまして、ご質問等ございましたらお願いいたします。

福 島 委 員 参考までにお聞きしたいのですが、生涯学習振興計画の素案の34ページに、今後取り組んでみたい生涯学習活動についてのアンケート結果で、医療・健康作りが結構人気があるようなのですが、生涯学習課の講座でこういった医療・健康作りに関するものはどの程度あって、実際にどういった内容の講座があるのでしょうか。

生涯学習課長 生涯学習課で所管しております職員の出前講座では、認知症に関する講座やロコモに関する講座、体操の講座、軽スポーツに関する講座を各課にお願いして開催しています。

福 島 委 員 私の近所には高齢者が多く、健康にとっても興味のある方が非常に多いので、健康に関することだったら人が集まるのではないのかなと思ひ質問してみました。

教 育 長 ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

舘 野 委 員 教えていただきたいのですが、社会教育関係団体というのは具体的にどのような団体があって、いくつくらいあるのか教えていただきたいです。

生涯学習課長 社会教育関係団体は、青少年育成市民会議や市PTA連合会、女性関係団体、子ども会・育成会など様々な団体があります。生涯学習課が把握している補助金支援をしている団体は、現在のところ5団体あります。また、青少年育成部門では、4団体ございます。市全体で言いますと公民館部分もありますので、把握しきれない状況です。

舘 野 委 員 ありがとうございます。

教 育 長 それでは議案第8号について、原案のとおり決定することとしてよろしいでしょうか。

— 異議なしの声 —

教 育 長 異議なきものと認め、議案第8号について、可決いたします。

教 育 長 次に、議案第9号 第2期栃木市文化振興計画の策定について、を議題といたします。文化課長より説明をお願いいたします。

文 化 課 長 〔説明要旨〕
平成30年3月に策定した栃木市文化振興計画（改訂版）の計画期間終了に伴い、計画的かつ効果的な文化振興行政を推進するため、令和5年度からの第2期栃木市文化振興計画を策定することについて、議決を求める旨説明。

教 育 長 議案第9号につきまして、ご質問等ございましたらお願いいたします。

林 委 員 計画について問題があるとは考えていないのですが、いただいたパブリックコメントの中で、いくつか共感するというか考えさせられるものがありました。例えば文化の定義についてですが、総合教育会議でスポーツ文化ということでスポーツは文化ではないのかと言った記憶があるのですが、確かに文化は言葉では、なんとなく、漠然と分かっていますが、きちんと定義されてないという感じは確かにいたします。また、本当に個人的な意見ですが、蔵の街音楽祭というものが栃木市にあるということで、私は岩舟町に住んでいましたので、驚きまして、とても文化的な市であるなと思っていました。最終的に無くなってしまったということで、大変残念に思いましたし、やはり始めるのは簡単ですが、継続することは意外と難しいというのは実感として感じさせていただきました。

教 育 長 ありがとうございます。ご意見、ご感想として頂戴いたします。他にいかがでしょうか。

福 島 委 員 今日には計画が3つ出されていて、教育計画に関しては、写真などが豊富に掲載されていますし、カラー印刷ということもあって、非常に視覚に訴えるものになっています。生涯学習計画についても、文化振興計画についても内容は特に申し上げることはありませんけれども、せっかく栃木市も美術館などがありますしこの計画の中にもっと人の目を引くような、遺跡であったり、西方城であったり、絵も載せられるものがあれば載せて、もう少し訴えかけるといって、興味を引くものにしていてもいいのかなという気がしました。今回の計画についてはこれでいいと思いますが、今後第3期の計画等を作る際に、そういったことも入れてみると面白いのではないかなと思いました。

文 化 課 長 ご意見ありがとうございます。生涯学習計画と文化振興計画は自前で印刷することを考えておまして、そういった事情もありましてこういったシンプルな形になりましたことを申し添えたいと思います。

教 育 長 教育計画については業者に発注したということですね。

福 島 委 員 なるほど、そういう事情だったのですね。分かりました。

教 育 長 貴重なご意見ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

— 質問なし —

教 育 長 それでは議案第9号について、原案のとおり決定することとしてよろしいでしょうか。

— 異議なしの声 —

教 育 長

異議なきものと認め、議案第9号について、可決いたします。

教 育 長

次に、議案第10号 栃木市文化振興計画推進本部設置要綱の一部を改正する要綱の制定について、を議題といたします。文化課長より説明をお願いいたします。

文 化 課 長

〔説明要旨〕

市長部局における令和5年4月1日の組織改編に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市文化振興計画推進本部設置要綱の一部を改正する要綱を制定することについて、議決を求める旨説明。

教 育 長

議案第10号につきまして、ご質問等ございましたらお願いいたします。

— 質問なし —

教 育 長

それでは議案第10号について、原案のとおり決定することとしてよろしいでしょうか。

— 異議なしの声 —

教 育 長

異議なきものと認め、議案第10号について、可決いたします。

教 育 長

次に、日程第4 その他に入ります。令和5年度の定例教育委員会の開催日程について、教育総務課長より説明をお願いします。

教育総務課長

〔令和5年度 定例教育委員会開催日程表に基づき説明〕

教 育 長

ありがとうございました。以上で、本日の案件はすべて終了いたしました。委員の皆様から何かございますか。

— なし —

教 育 長

これもちまして、本日の定例教育委員会を閉会といたします。ありがとうございました。

—— 午前10時57分委員会の閉会を宣した。 ——

令和5年2月27日

教 育 長

署名委員